

# 青少年健全育成総合計画（青少年プラン）と諸計画との関係図

## 福岡県総合計画 〈令和4年3月改定予定〉

県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となる計画

①根拠法令：なし

②内 容：

県政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたもの

③計画期間：令和4年度～8年度

**※青少年プランとの同時改定**

**分野別計画**

## ふくおか未来人財育成ビジョン 〈平成27年10月策定〉

県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「福岡県教育大綱」として位置づけ(平成27年11月)

①根拠法令：

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項

②内 容：

本県の人材育成に関する基本方針

※「ふくおか未来人財」に求められる力

1 学力、体力、豊かな心

2 社会にはばたく力

3 郷土と日本、そして世界を知る力

**実行計画**

## 子供・若者育成支援 推進大綱

〈令和3年4月策定〉

①根拠法令：

子ども・若者育成支援推進法第8条第1項

②内 容：

子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱

③計画期間：

おおむね5年を目途に見直す(令和5年度に中間評価を実施)

**「都道府県子ども・若者計画」として位置づけ  
(推進法第9条第1項)**

## 福岡県青少年健全育成総合計画（青少年プラン）

根拠法令：福岡県青少年健全育成条例第8条第1項

○ 福岡県青少年健全育成条例  
(総合計画の策定)

第八条 県は、青少年の健全な育成を図るため、総合的な計画を策定しなければならない。